

中 間 報 告

議 会 改 革 小 委 員 会

I はじめに

平成17年5月27日付けで高志会から『議会改革小委員会の設置について』が議長あてに提出され、その取り扱いについて各会派代表者会議で協議がなされ、当該案件については、議会運営委員会で検討されることが決定された。

これを受け、平成17年6月24日の議会運営委員会において協議したところ、「議会運営委員会の中に正副委員長を中心に各会派1人ずつで組織する小委員会を設置し、議会改革等について検討すること」で各委員の意見の一致を見たことから、平成17年7月27日の第1回の小委員会を皮切りに計8回の会議を開催したので、以下のとおり、中間報告するものである。

II 検討項目

各会派から提案された検討事項を「1 本会議のあり方について」、「2 委員会のあり方について」、「3 視察のあり方について」、「4 その他改善すべき課題等」の大きく4つに分け、次の項目について検討を行った。

1 本会議のあり方について

(1) 一般質問に関することについて

- ① 質問時間について、会派持ち時間制度等の検討をすること。
- ② 質問者交代時に休憩を取ること。
- ③ 2人目の質問者の質問と答弁が昼休憩を跨ぐことのないようにすること。
- ④ 一般質問を対面方式にすること。
- ⑤ 議案に対する個人質疑制を導入すること。
- ⑥ 質問回数を緩和すること。
- ⑦ 極力重複質問をさけること。
- ⑧ 再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと。

(2) 一般質問に使用するパネル等の資料について

議長の許可を受けるのみで持ち込み可能とすること。

(3) 意見書について

全会一致の意見書における採決の方法を簡略化すること。

(4) 人事案件について

推薦人は課題や取り組み姿勢を発表すること。

(5) 会議録の即日発行について

会議録を即日仮発行し、会期中の審議に役立てるようにすること。

(6) 議会用語について

市民にわかりやすい議会を目指すため、議会用語を減らすこと。

(7) 議会運営委員会委員長の本会議場での時間告知について

原則、時間告知は本会議前に連絡し、本会議場での伝達行動廃止すること。

(8) 傍聴者の写真撮影の許可について

傍聴者の写真撮影の許可制を緩和すること。

(9) 川口市議会傍聴規則の一部改正について

傍聴券の記載事項を氏名のみとすること。

(10) 決算における議案について

一般会計及び特別会計の議案を分割すること。

2 委員会のあり方について

(1) 傍聴人数の制限について

傍聴人数の規制を緩和すること。

(2) 傍聴者に対する配布資料について

傍聴者に議案の概略或いは議案項目について、資料を配布すること。

(3) 川口市議会委員会傍聴規程の一部改正について

傍聴申請書の記載事項を氏名のみとすること。

(4) 傍聴人の報告について

傍聴人の人数のみの報告とすること。

(5) 開催日について

① 審査予備日を設けること。

② 同日同時間開催を避け、時間差開催を行うこと。

(6) 特別委員会の資料について

特別委員会の資料を全議員に配付すること。

(7) 会議録の充実について

会議録の正確を期すこと。

(8) 委員会に出席する職員について

委員会に出席する職員を減らすこと。

(9) 委員会に付託される案件について

各委員会の委員長へ事前説明及び相談すること。

3 視察のあり方について

(1) 委員会視察の回数について

- ① 常任委員会・特別委員会を隔年実施することや1泊2日とすること。
- ② 委員会の視察を必要に応じて実施することとし、予算の減額目標を10%とすること。

(2) 委員会視察の内容について

- ① 常任委員会の視察は、当該委員会の付託並びに調査事件を原則にし、経費の一層の節減に努めること。
- ② 視察内容、視察時間を充実させ、1泊2日の関東近県も視察先とするほか、民間企業の視察も検討すること。

(3) 海外視察について

- ① 海外視察は凍結すること。
- ② 視察内容、視察先を充実させること。

(4) 個人視察について

- ① 個人視察は政務調査費で行うこと。
- ② 個人視察の金額を削減すること。

4 その他改善すべき課題等

(1) 議会ホームページについて

議会ホームページを充実・改善すること。

(2) 議会広報について

- ① 議会紙面を充実させること。
- ② 議会広報誌を発行すること。

(3) 政務調査費について

- ① 領収書を添付すること。
- ② 全て公開すること。
- ③ 約10%削減すること。

(4) 放映について

本会議をテレビ・インターネットで放映すること。

(5) 費用弁償について

金額を見直すこと。

(6) 請願について

請願の押印は代表請願人のみとすること。

(7) 議員定数について

議員定数を削減すること。

(8) クールビズについて

本会議・委員会をクールビズとすること。

(9) 議案等の配付について

議案等を控室の机の上に配付すること。

※ 次の4項目については、提出会派から取り下げの申し出がありました承された。

1 本会議のあり方について

- ・質問方法を1問1答形式にすること。
- ・人事議案を投票から簡易採決とすること。

4 その他改善すべき課題等

- ・議員定数を削減すること。()
- ・議員報酬を削減すること。

Ⅲ 検討結果

i 意見の一致を見た項目

1 本会議のあり方について

(6) 議会用語について

市民にわかりやすい議会を目指すため、議会用語を減らすべきとの意見。

↓

わかりやすい言葉を使用するよう心がけること。また、議会で「議会用語を減らすこと」について検討したことを、理事者に対し申し入れること。

(9) 川口市議会傍聴規則の一部改正について

傍聴券の記載事項を氏名のみとすること。

(平成17年9月定例会から適用)

2 委員会のあり方について

(2) 傍聴者に対する配布資料について

傍聴者に議案の概略或いは議案項目について、資料を配布すべきとの意見。

↓

常任委員会の傍聴者に、委員会付託表の写しを配布すること。

(平成18年6月定例会から適用)

(3) 川口市議会委員会傍聴規程の一部改正について

傍聴申請書の記載事項を氏名のみとすること。

(平成17年9月定例会から適用)

(4) 傍聴人の報告について

傍聴人の人数のみの報告とすること。

(平成17年9月定例会から適用)

(6) 特別委員会の資料について

特別委員会の資料を全議員に配付すること。

(平成17年11月開催から実施)

(8) 委員会に出席する職員について

委員会に出席する職員を減らすべきとの意見。



委員会に出席する職員は必要最小限とし、現場での作業効率を上げること。

3 視察のあり方について

(1) 委員会視察の回数について

① 常任委員会・特別委員会の視察を隔年実施することや1泊2日とすべきとの意見。

② 委員会の視察を必要に応じて実施することとし、予算の減額目標を10%とすべきとの意見。



特別委員会の視察については、議会運営委員会の正副委員長が議長に報告し、議長から各会派代表者及び各特別委員会の委員長に了解を取るなど、しかるべき手順を踏んだ上で、平成18年度の予算計上を見合わせる。

(平成18年度適用)

(3) 海外視察について

① 海外視察は凍結すべきとの意見。

② 視察内容、視察先を充実すべきとの意見。



議会運営委員会の正副委員長が議長に報告し、議長から各会派代表者に了解を取るなど、しかるべき手順を踏んだ上で、平成18年度は従来の8人分から2人分に減額し予算計上する。

(平成18年度適用)

4 その他改善すべき課題等

(6) 請願について

請願の押印は代表請願人のみとすること。

(平成18年3月定例会から適用)

(9) 議案等の配付について

議案等を控室の机上に配付すること。

(平成17年12月定例会から実施)

ii 意見の一致を見るに至らなかった項目

1 本会議のあり方について

(1) 一般質問に関することについて

⑦極力重複質問をさけること。

⑧再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと。

3 視察のあり方について

(2) 委員会視察の内容について

①常任委員会の視察は、当該委員会の付託並びに調査事件を原則にし、経費の一層の節減に努めること。

②視察内容、視察時間を充実させ、1泊2日の関東近県も視察先とするほか、民間企業の視察も検討すること。

(4) 個人視察について

①個人視察は政務調査費で行うこと。

②個人視察の金額を削減すること。

iii 検討中の項目

1 本会議のあり方について

(1) 一般質問に関することについて

①質問時間について、会派持ち時間制度等の検討をすること。

②質問者交代時に休憩を取ること。

③2人目の質問者の質問と答弁が昼休憩を跨ぐことのないようにすること。

④一般質問を対面方式にすること。

⑤議案に対する個人質疑制を導入すること。

⑥質問回数を緩和すること。

(2) 一般質問に使用するパネル等の資料について

議長の許可を受けるのみで持ち込み可能とすること。

(3) 意見書について

全会一致の意見書における採決の方法を簡略化すること。

(4) 人事案件について

推薦人は課題や取り組み姿勢を発表すること。

(5) 会議録の即日発行について

会議録を即日仮発行し、会期中の審議に役立てるようすること。

(7) 議会運営委員会委員長の本会議場での時間告知について

原則、時間告知は本会議前に連絡し、本会議場での伝達行動廃止すること。

(8) 傍聴者の写真撮影の許可について

傍聴者の写真撮影の許可制を緩和すること。

(10) 決算における議案について

一般会計及び特別会計の議案を分割すること。

2 委員会のあり方について

(1) 傍聴人数の制限について

傍聴人数の規制を緩和すること。

(5) 開催日について

① 審査予備日を設けること。

② 同日同時間開催を避け、時間差開催を行うこと。

(7) 会議録の充実について

会議録の正確を期すこと。

(9) 委員会に付託される案件について

各委員会の委員長へ事前説明及び相談すること。

4 その他改善すべき課題等

(1) 議会ホームページについて

議会ホームページを充実・改善すること。

(2) 議会広報について

① 議会紙面を充実させること。

② 議会広報誌を発行すること。

(3) 政務調査費について

① 領収書を添付すること。

② 全て公開すること。

③ 約10%削減すること。

(4) 放映について

本会議をテレビ・インターネットで放映すること。

(5) 費用弁償について

金額を見直すこと。

(8) クールビズについて

本会議・委員会をクールビズとすること。

※ 「4 その他改善すべき課題等」のうち「(7) 議員定数について」は、小委員会で検討すべき問題なのか、別の場での協議が必要なのか等、難しい問題であることから、各会派の意見・意向を聞くにとどめたものである。

参 考 資 料

検討経過

年月日	会 議	検 討 内 容 等
17. 7. 27	第1回 議会改革に関わる議会運営委員会小委員会	委員会の名称、検討項目、検討方法、検討期間の検討
17. 8. 22	第2回 議会改革小委員会	課題・改善点の洗い出し及び検討、日程
17. 9. 2	議会運営委員会	検討状況の報告
17.10. 5	第3回 議会改革小委員会	課題・改善点の検討
17.11.15	第4回 議会改革小委員会	課題・改善点の検討
17.11.25	議会運営委員会	検討状況の報告
18. 1.13	第5回 議会改革小委員会	課題・改善点の検討
18. 2.15	第6回 議会改革小委員会	課題・改善点の検討
18. 2.24	議会運営委員会	検討状況の報告
18. 4.14	第7回 議会改革小委員会	課題・改善点の検討
18. 5.15	第8回 議会改革小委員会	課題・改善点の検討
18. 6. 1	議会運営委員会	検討状況の報告及び中間報告

委員名簿

職 名	氏 名	会 派
委員長	榎 本 修	自 民 党
副委員長	菅 克 己	高 志 会
委 員	岩 澤 勝 徳	自 民 党
	大 関 修 克	公 明 党
	金 子 信 男	共 産 党
	松 本 佳 和	市民クラブ

検 討 事 項 等 提 案 一 覧

18/5/15現在

1 本会議のあり方について	提出会派等	結 果	
		小委員会	議運
一般質問に関すること			
質問時間について			
2 一般質問等の時間制限について（会派持ち時間制度等の検討を）	■		
10 質問30分・答弁30分の1時間（登壇者を増す）	■		
質問者交代時の休憩について			
5 一般質問の質問者交代時に5分程度の休憩を取る	■		
12 質問と答弁のあと10分程度の休憩（傍聴者の入替えや理事者の休憩）	■		
昼休憩について			
6 一般質問の質問者の2人目が終了した時点で昼休憩とする	■		
19 2人目の一般質問について（2人目の質問者の質問と答弁が昼食をはさみわかりにくいいため、一般質問日の開議時間を9：30とする）	■		
質問方法について			
3 一般質問を対面方式に（1回目は登壇、2回目以降は対面方式で）	■		
8 議案に対する個人質疑制の導入（質疑・発言権の拡充）	■		
13 1問1答形式（発表会的な形式から改善する）	■	17.8.22取下げ	
その他一般質問に関することについて			
4 一般質問に使用するパネル等の資料について、議長の許可を受けるのみで持ち込み可能とする	■		
7 質問回数の緩和	■		
11 極力重複質問をさけること	■	18.4.14 意見の一致 に至らず	
14 議会通告（再質問に対する聞き取り行為は行なわない）	■		
意見書に関すること			
1 全会一致の意見書の取扱いについて（全会一致をみた意見書の採決簡略化）	■		
18 意見書の提案理由説明の扱い（1件ごとの説明と採決ではなく、一括説明一括採決とする）	■		
人事案件に関すること			
15 人事案件（推薦人は課題や取り組み姿勢を発表する）	■		
17 人事案件の扱い（投票から簡易採決とする）	■	18.4.14取下げ	
その他			
9 会議録は即日仮発行し、会期中の審議に役立てるようになる	■		
16 議会用語を減らす（市民にわかりやすい議会を目指す）	■		
↓			
分かりやすい言葉を使うよう意識する。理事者にも伝える。		18.5.157承	
20 議会運営委員会委員長の本会議場での時間告知について（原則、時間告知は本会議前に連絡し本会議場で伝達行動を廃止する）	■		
21 傍聴者の写真撮影の許可制を緩和する	■	18.5.16 意見の一致 に至らず	
22 川口市議会傍聴規則の一部改正（第4条「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢等所定の事項を記入しなければならない。」を改め、「…（略）…傍聴券に氏名を記入しなければならない。」とする）	■	17.8.227承	17.9.2報告
追 決算における一般会計及び特別会計の議案を分割する（H18.1.13追加提案）	■		
追 討論時間の会派持ち時間制について（H18.4.14追加提案）	■		

検 討 事 項 等 提 案 一 覧

2 委員会のある方について	提出会等	結 果	
		小委員会	議運
禁煙に関すること			
2 委員会室の禁煙			
8 委員会室での喫煙（公共施設は全て禁煙とする）			
傍聴に関すること			
傍聴人数について			
5 傍聴人数の制限緩和			
9 傍聴者数制限の改正（委員会の傍聴者数制限を3名から10名とする）			
その他傍聴について			
10 傍聴者に対する配布資料（傍聴者に対して議案の概略或いは議案項目について資料を配布する）		/	/
↓			
常任委員会の傍聴者について、委員会付託表を配布する		18.4.14了済	
12 川口市議会委員会傍聴規程の一部改正（第3条「委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴申請書（別記様式）に所定事項を記入のうえ、傍聴券の交付を受けなければならない。…（略）…」のうち、「傍聴申請書（別記様式）」を改め、本会議の傍聴券と同様に氏名のみの記入とするもの）		17.8.22了済	17.9.2報告
13 委員会における傍聴人の報告（現在、委員会において、傍聴しようとする者の住所、氏名を報告しているところであるが、これを改め「傍聴人の人数のみの報告」とするもの）		17.8.22了済	17.9.2報告
開催日に関すること			
3 審査予備日を設ける（現場調査を考慮）			
11 開催日時（同日同時間開催を避け、時間差開催を行う）			
その他			
1 特別委員会の資料を全議員に配付		17.8.22了済	17.9.2報告
4 会議録の充実			
6 委員会に出席する職員を減らす（現場での作業効率を上げる）		/	/
↓			
必要最小限は必要であるが、現場での作業効率を下げない、むしろ上げるようにすべき		18.5.15了済	
7 委員会に付託される案件（委員長へ事前に説明と相談をする）			

検 討 事 項 等 提 案 一 覧

3 視察のあり方について	提出会派	結 果	
		小委員会	議運
委員会視察に関すること			
視察回数について			
1 常任委員会・特別委員会の隔年実施について（原則、毎年4月に特別委員会の視察、7月に常任委員会の視察を実施しているところであるが、これを1年おきとして、例えば18年度については特別委員会視察、19年度は常任委員会視察とする、隔年実施に改めることや、1泊2日で実施することなどを含め、検討する）	■■■■	/	/
10 各委員会の視察回数について（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が行っている年1回の視察を「必要に応じて実施」することとする。予算の減額目標を10%とする）	■■■■	/	/
↓			
特別委員会の視察については、しかるべき手順を踏んだ上で、平成18年度の予算計上を見合わせる		17.11.157案	17.11.25報告
視察内容について			
4 各常任委員会の視察は、当該委員会の付託並びに調査事件（所管事項・その他）を原則にし、経費の一層の節減につとめること	■■■■	17.11.15 意見の一致に至らず	/
6 視察内容と視察時間を充実させる、1泊2日の関東近県も視察先とする、民間企業の視察も検討する	■■■■	17.11.15 意見の一致に至らず	/
海外視察に関すること			
2 海外視察について	■■■■	/	/
5 海外視察は凍結すること	■■■■	/	/
9 海外視察（視察内容と視察先を充実させる）	■■■■	/	/
↓			
しかるべき手順を踏んだ上で、平成18年度は2名分で予算計上する		17.11.157案	17.11.25報告
個人視察に関すること			
3 個人視察のあり方について	■■■■	/	/
8 個人視察（視察報告書を全員に配布する、視察費用を減額する）	■■■■	17.11.15 意見の一致に至らず	/
11 個人視察について（個人視察の金額を減額する。予算の減額目標を10%とする）	■■■■	/	/
その他視察に関すること			
7 視察報告（視察内容を個人でもまとめる）	■■■■	/	/

検 討 事 項 等 提 案 一 覧

1/2

4 その他改善すべき課題等 (No.1)	提出会派	結 果	
		小委員会	議運
議会ホームページに関すること			
1 議会ホームページの充実 (写真等の活用)	■		
25 議会ホームページの改善について (議会スケジュールについては、仮のスケジュールについても2週間前までに掲示する。できる限り関係資料もホームページ上に掲示すること)	■		
議会広報に関すること			
2 広報紙一元化 (議会紙面の充実)	■		
12 議会公報の発行	■		
13 議会広報の作成 (わかりやすい議会を目指す)	■		
24 議会広報を年4回発行する (6頁の独自広報誌を発行するか、現状の広報かわぐちの紙面を6頁にする。紙面構成は、一般質問の概要、条例議案の説明補正予算の内容、意見書の内容、各会派の採決の状況について明記するものとする)	■		
政務調査費に関すること			
4 政務調査費の対応について (領収書の取扱い及び公開)	■		
18 政務調査費の使用 (全て公開とする)	■		
21 政務調査費について (約10%削減し月額16万円とする。また、精算時は領収書添付を義務付ける)	■		
放映に関すること			
5 本会議の放映について (庁舎ロビー、ケーブルTV、インターネット)	■		
8 テレビの放映について	■		
14 テレビ公開 (開かれた議会を目指し公共施設での放映 (庁内も放映))	■		
15 インターネット放映 (24時間放映可能である)	■		
費用弁償に関すること			
6 費用弁償の見直しについて	■		
22 費用弁償の金額減額 (実費精算方式、或いは月額4,000円とする。約10%削減を目標とする)	■		
請願に関すること			
10 請願について (請願署名人は捺印及び署名のみでも受理すること)	■		
26 請願書の扱いについて (押印を省略する (憲法第16条にあるように、「未成年者」や「外国人」でも資格要件があることから押印をさせることは憲法違反になる恐れがある)。また、請願書の説明者は現状紹介議員となっているが請願者 (市民) が常任委員会にて直接説明することとする)	■		
↓ 請願者の代表者のみ署名、押印を必要とし、他の請願者については押印は必要としない ※ 高志会提案の後段については、別途検討する		17.10.5了承	17.11.25報告
議員定数に関すること			
16 議員定数の削減 (合併に向けて定数を10名程度減らす)	■	17.10.5議決	
20 議員定数について (議員定数を約10%削減し、4減とする)	■		平成18年3月定例会において議員提出議案で定数40とする
追 議員定数について (定数問題についてそのあり方を議論する)	■		

検 討 事 項 等 提 案 一 覧

2 / 2

4 その他改善すべき課題等 (No.2)	提出会派	結果	
		小委員会	議運
その他			
3 議会におけるクールビズの対応について			
7 議場に国旗・市旗の掲揚を			
9 議案等の控室机上配付		17.8.22了承	17.9.22報告
11 陳情について(委員会に報告(審議を含む)すること→陳情内容の意向は議会として把握する)			
17 議員報酬の削減(621,000円から500,000円程度に減額する)		17.10.5減付	
19 議員控室のあり方(個人にデスクを与え執務できる環境整備)			
23 旅費費目の減額について(費目毎に約10%減額する)			
27 議長・副議長選挙のあり方(全員協議会を開催し、立候補表明する場所を設け、議会運営のあり方を表明する)			
28 市長事務局に関する議会側の要望について ①審議会委員の議員選出の見直し(議員枠をできる限り市民公募とし、広く意見を市民から求めるものとする。また、審議会はできる限り公開にすることを求める) ②外部監査制度(監査の客観性を担保するため、外部監査制度を或いはそれに準ずる方法を求めるものとする) ③情報公開手数料について(情報公開手数料の減額又は廃止を求めるものとする)			
追 報酬、費用弁償、政務調査費等の議員に支給される費用について(H18.2.15追加提案)			
追 会派のあり方について(H18.2.15追加提案)			
追 上程された議案について、説明を付して市民に提供すること(H18.2.15追加提案)			